

第10回産業福祉常任委員会会議録

平成23年9月20日(火)

開会 午前 8時55分

閉会 午前10時18分

会議に付した事件

1. 指定管理者募集要領について
2. 次回委員会の開催について
3. その他

出席委員(7名)

委員長	村島健二	副委員長	澤田伸幸
委員	田中誠	委員	加藤健次
委員	勝又武司	委員	池下昇
委員	前中康男	議長	村尾富造

欠席委員 なし

説明のため出席した者の職氏名

産業課長	斉藤 敏美	商工観光・林政G総括主査	進藤 和久
建設課長	古谷 一夫	建設管理G総括主査	清水 俊行
建設管理G主査	酒井 隆広		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	柏木 繁延
主任	鈴木 由美子

開会の宣告

村島委員長

第10回産業福祉常任委員会を開催したいと思います。

村島委員長

定例議会も無事に終わりました、その中で今回の委員会ということでございます。スケジュール的には早めに出ておりましたけども、近々公募が始まります。行政側としても明解な答弁をしていただきたいと思います。それでは、産業課から指定管理者募集要項についてお願いします。

産業課長

指定管理者募集要項について、議会の方から募集要項の中の指定管理者の委託料についての算定基礎についてお示し願いたいということでございましたので、議案を1枚めくっていただきましたところの、緑清荘の指定管理者委託料算定調書を説明させていただきます。指定管理者の委託料の算定につきましては、過去2年ないし3年の平均値をもって、今後3年間なりの状況を踏まえながら委託料を算定するものでございますが、緑清荘につきましては、昨年の12月に改築オープンをし、まだ1年間を経過していないということから、また、改築オープン前と改築オープン後では施設の規模等も大きく変わり、比較検討することができないものでございましたので、今回の委託料算定にあたりましては、オープン後の平成22年12月から本年7月までの8ヶ月間の実績額に、本年8月から11月までの4ヶ月間の見込み額を合算し、改築オープン後の12ヶ月間の収支見込額を基準として、委託料を積算させていただきましたのでお知らせいたします。結果でございますが、収入につきましては本年の年間見込額の3%増を、物品等売上げについては30%増を収入額として積算させていただいたところでございます。温泉使用料につきましては1,820万円、宿泊使用料については4,680万円、会議室等の使用料については17万5千円、食堂レストランの売上げは8,780万円、物品等売上げについては850万円、その他67万6千円で、収入総額を1億6,215万1千円としたものでございます。次に支出についてでございますが、人件費につきましては役員報酬1名分、職員給与、社会保険料等で6,569万6千円、原材料費は食堂、自動販売機、売店等で5,285万円、業務推進費につきましては、ここに記載のとおりでございますが、特に光熱水費につきましては燃料費で1,275万1千円と多額な経費がかかっているところでございます。支出総額合計1億6,015万1千円、修繕料、備品購入費等にそれぞれ100万円ずつを加えまして、支出総額を1億6,215万1千円としたところでございます。収支差額はゼロとなりました。この結果、1番下の4行に記載したとおり、平成22年8月までは管理委託料を支払ってまいりましたが、平成22年12月の改築オープンからは管理料を支払っていないところでございます。東日本大震災によって不景気の影響を受けて、客足の低下が続いておりますが、平成24年度からの指定管理委託料の算定にあたっては、改築オープン後の経営収支状況を精査し、委託料は支払わないことで公募をしてまいりたいという算定調書でございます。以上でございます。よろしくご審議願います。

村島委員長

今、指定管理者の説明がありました。皆様からご意見を賜りたいと思います。

加藤委員

ここに示されたわけですが、この中で基本的な考え方、パパスの出し方とほぼ一緒なんですけど、これが指定管理のシステムに合うのかどうなのか。基本的に問題があるような気がするのですが。

算定基準の中でゼロにしたということ、こういうことでゼロになりましたよと。これで募集しますよと。こういう中で収入は相変わらず、それぞれの温泉、宿泊、会議、食堂、その他売上げという形。そして経費は経費で見ていく。こうなっていく時に、民間のノウハウ、活力あるいはサービスをどうしていくかという辺りは、どういう形で作り出しているのだろうか。人件費そのものの中に、例えば役員報酬は1名分ですよとある。そして尚かつ、給与は何人でどういう形か分かりませんが、そういうものは民間に完全に任せて運営されていくべきであって、例えば、食堂部門はどういう状態だったのか。こういう捉え方の中で、これでいくと直営でやっているのと同じで、名前だけが指定で。この辺の考え方がまずどういうことなのか。そして今後もこういう形で行くのか。それと、札弦も新しくオープンするにあたって、支出の関係の中で減価償却費は確かトータル10万円という数字が出ていたと思うのですが、これだけの施設でありながら、今回緑清荘に関してはゼロという見方、この考え方の根拠というのはどういうところにあるのか。細かい話は良いですが、とにかく基本的な指定管理のあり方の考え方。これで民間のノウハウを出し切れるのかどうなのか。

産業課長

緑清荘の建物を最大限有効活用した時には、このくらいの収入が見込めて、その収入を見込むためには、このくらいの経費がかかるだろうという積算根拠でございます。民間活力で企業努力をされまして、より一層の収入を高めていただき、経費も節約していただきながら、しかしながら十分なサービスをしていただくという中で、収支が黒字になれば、そこに民間活力による指定管理者制度の目的がなされるものと町は考えております。次に、減価償却費でございますが、緑清荘の建物、備品等を含めて、大半が町が整備したものでございまして、指定管理者が自ら購入している大型備品等で、減価償却する物はほとんど無いという状況の中で、個人の指定管理者としての減価償却費は無いというのが現状でございます。先ほどパパスとの比較検討もされておりましたが、パパスにつきましては、あくまでも見込みで作っているものでございましたが、今回の新しく施設を造る中で、指定管理者が何らかの大型備品等を購入されることを想定して10万円の減価償却を見込んだものでございます。以上です。

加藤委員

黒字が出れば、それを住民サービスにあげていってもらえれば、指定管理の十分な目的が達成されるという今の話ですが、基本的にその売り上げの10%を超える部分については折半しましょう、経費についてもそうしましょうと。それでは努力は一切無いと思います。その辺の考え方の中で、しかも役員報酬、緑清荘の場合はまずは300万円あげますよと。それから後の人件費については何人使って、何人の体制になるかも分かりませんが、こういう環境の中でいくと、本当に一生懸命儲けようとするのでしょうか。儲かっても折半、マイナス出たらその分してくれるからいいわって。過去の事例を見れば結果的にマイナスは補填されるという環境で。指定管理じゃなくて業務委託に完全にした方が、むしろすっきりするのではないですか。この辺の整理というのは疑問な点が私にはあります。それと、先ほど言われました減価償却の部分、緑清荘に関しては指定管理を受けた業者がそういう物を買うことは無いだろうと言って、なぜパパスはそういう物を買うことがあるだろうという話になっていくのか。この辺のことについても、なかなか私は理解ができない。もう少しわかるように説明していただきたいと思います。

産業課長

業務委託契約と指定管理者契約の大きな違いでございますが、業務委託契約の場合は、町の条例等に基づいて使用料などが全て決まっております、収入につきましては全て町の会計に入れてもらわなければなりません。ですから、企業努力でいくら収入が増えても、この収入は全て町のものになるものでございます。これが業務委託です。それに対して、指定管理者委託と言いますのは、許可の権限やいろんな部分の権限を指定管理者に持たせまして、収入も全て指定管理者のもの、経費についてもかかった部分は指定管理者が行うというところに、民間の活力、いわゆる企業努力が報われる形になっているのが指定管理者でございます。そこで、10%の部分の話が出てきましたが、支出について10%等の値上がり等についての補填については、全体の支出の中の光熱水費についてでございます。これについては単価が急に値上がりしたりしますと、いくら企業努力しても限界がありますので、この部分についての10%の値上がりが生じて、企業としてのマイナスが生じた場合については、その部分について補填するという内容でございます。全ての支出について補填するものではございません。それから、儲かった場合の折半という話でございますが、それは10%が適切かどうかということになるかと思いますが、緑清荘でいきますと収入見込額1億6,200万円の10%の1,620万円を超えて収益があった場合に、その部分を折半しましょうという内容でございます。これが20%、30%にした方が企業努力があるのではないかとということであれば、それは上の方と十分協議をさせていただきたいと思っております。

加藤委員

今の課長の説明については聞くまでも無い部分でございまして、そういう環境の中で一番問題なのは、利益が今まで黒字になってそうなったことは無いわけでしょう。返されたってことは、良くてゼロでって形なのです。これだけの投資をして今後していく時に、住民サービスと言いながら、本当にそこまで出る環境とスタンスまで持って行けるのか。それが一番大変な部分で、大きな疑問がある部分なのです。むしろ、こういう形で行けば、本当にパパスの時も言いましたけども、レストラン部門やそれらの部門についてテナントと言うか、完全にフリーにするだとか。そうすると、温泉部門だけ行くとほとんど逆にゼロという状態ではなくて、もっとプラスになる可能性だって十分にあると思う。私の聞きたいのは、その基本的な考え方の部分ですけども。

産業課長

ただ今10%以上の利益が出て、返したことがあるか無いかというご質問でございましたが、今までに10%以上の収益が出て、お返ししたという経緯はございません。

加藤委員

私は委託料がゼロであっても良いのです。それが将来にわたって、結果として委託費を出さなければならぬような運営をする施設になっては困ることなのです。1から10まで精査しましたと言っても、これはなかなか難しい問題がある。そういうところを踏まえて、将来のために蓄えてもらったり何なりして、本当に町から負担を出さないで、そして住民のためにサービスをしてもらう、雇用の場をきちっと作ってもらう、そのための方法、そのための計算の仕方、

話し合いの仕方というのが私は大切だと思うのです。この論議でいくと売上げは売上げ、費用は費用。単純にそういう見方だけで、話し合った時に全く資料が無いとだめですから、資料だけなのか。基本的にレストラン部門はどれだけの利益、そして最終的に宿泊施設はどれだけの利益、温泉についてはどれだけの収支なのか。そういうことをトータルして、結果としてゼロでこの施設を将来にわたって維持してもらいましょうという基本で考え方に立っているということであれば私は了解しますが、これが単純に収入は収入、支出は支出、いろんな部門をやりました、こういうことはできます、燃料費だけ上がった時は年間で10%超えた時には折半します、それ以外は範囲ではありませんというような形でやっていって、最終的に将来の見込みを永遠にずっとゼロでいけると判断しているのか。5年後、10年後にはプラスに転じるのかという判断をされているのか。5年後、10年後はマイナスになっていくという計算をされているのか。それらの状態についてはどういう対応にしているのか。現時点での新しい出発をするところで、どのような考えを持って現時点ではゼロと捉えているのか。この辺について。

産業課長

指定管理者制度に基づく公募と言いますのは、今回の場合ですと3年間ということで、公募を受けているものでございまして、4年以降はどうなるかは公募の段階では示してございません。ご質問のように、5年後、10年後を見越してずっとゼロで行けるのかという話でございしますが、町の考え方としては緑清荘などは宿泊やレストランや売店等を主に行っている所ですし、それだけの収入が得られる施設でございますので、総体として委託料を支払わないで、今後とも行っていただけることを想定しているものでございます。

勝又委員

今のやりとりを聞いて思ったことなのですが、民間のノウハウを活用して指定管理制度が導入されているという部分なのですが、この収入と支出と見た時に、受けた方は企業なのですが、実際には企業的な会計では無いと思うのです。ただの単純な収入と支出だと思ってしまうのですが、実際には償却とかは出てこないわけなのですが、もし仮に企業的な会計だとして、そんなものが生まれるような経営では無いということだけははっきりしているわけですね。そんな中で指定管理制度が、支出の中の人件費だけ何ぼか払えて、最後はちょんちょんになれば良いかという解釈でやっているとするれば、それはちょっと大きな間違いかなと。そうすると当然、将来の展望だとかそんなものはさっぱり開けてこないと思う。だからと言って、きついことばかり言っただけは、やる側が大変なだけであって、加藤さんが言われたような形で、やっぱり受けた側も自助努力していけるような、さらに発展していけるような形は当然とってあげなければならないと思います。ただ、経費を切り詰めれば、おそらく管理者側は安い人件費とかに走って、実際に十分なサービスに本当につながっていくのかが、心配されるものがあると思うのです。私も前から言っていますけれども、そういういろんな問題点がきちっと洗い出されているのかなと。きちっと住民の意見と言うか、使っている側の意見をきちっと取り入れた中での改善策とか、そういうものを取っていかなければならないと思うので。都会では既に民間を入れた形での第三者委員会でのモニタリングなど、そういうものを随時行っているということも聞いております。そういうような部分からも、きちっとした委託料なりを算定されているのであれば、今後に向けても良いんじゃないかなと思うんですけども、そこら辺についてずっと経過してきているわけですか

ら、そんな中での改善策も検討していただきたいと思います。ただ、元の業務委託になったら、さらに経費もかさんでいくように見えますけども、指定管理を導入するに至った、指定管理の考え方を改めて精査した形の中で、今回また選んでいくわけなのですが、そういう条件をきちっと整備していくべきではないかと思いますが。

産業課長

指定管理者制度の切替えにつきましては、皆様よくご存じのとおり、平成18年に指定管理者制度が国で制定されまして、一般的な業務委託で行うものについては、できるだけ指定管理者制度に基づく業務委託に切替えて行きなさいという国の方針の下に、本町におきましても切替えてきたという経過でございます。本来ならば、緑清荘やパパスランドについても、民間企業が全て自分で行った場合には、固定資産税もかかりますし、建物なんかの減価償却も生じるものですが、清里町の指定管理の場合は、建物だけは基本的に無償でお貸しいたしまして、その中で企業努力をして経営を行っていただきたい。しかしながら、委託料については緑清荘についてはお支払しませんよと、こういうことで今回の募集要項も作っているところであり、18年からそういう形でできているかなと思います。いずれにいたしましても、企業努力もありまして、清里町の住民が指定管理でやって良かったなと感じられることが望ましいことだと思っておりますので、指定管理を受けられた事業者におきましては、職員研修などもしっかりとしていただきまして、窓口業務であるとか接遇であるとか、マナーの面については十分に心のこもった対応をしていただけるようにやっていただきたいと、このように考えております。

勝又委員

今、町民が指定管理でやって良かったと感じられるのが望ましいということだったのですが、実際に感じられるかどうかというのは、何か把握したことはあるのでしょうか。アンケートとか。いかがでしょう。

産業課長

緑清荘の館内には「利用者の声」ということでアンケートを入れていただく箱も用意しておりますが、以前よくあったのは、温泉のお風呂の温度が高すぎるからもっとぬるくしてとか、いろんな意向はありましたけれども、今回新しくなつてからは、施設も新しいし良いですねというような部分が多く入ってきております。それから、本年の3月から緑清荘の宿泊者状況などの空き部屋状況などのホームページも開設しておりまして、緑清荘を実際に利用された方からの口コミの報告などを見ますと、大変施設もきれいで値段は手頃で、金額以上の料理が食べられたとか、景観が良いとか、清掃が行き届いているとか、良い面の口コミ、書き込みがたくさん出てきておりますので、利用された方については喜んでいただいていると解釈しております。

勝又委員

管理者と発注している行政との間で、年間どれくらいの話合いなどがあるのか。一応委託しても管理の責任は町にあると思うのですが、どのくらいの頻度であるのでしょうか。

産業課長

定期的に行うということで日程を決めたりはしていませんが、毎月、月次報告が上がってまいります。これが上がってきた段階で内容を見まして、前年内容と比較して大きく差がある場合には行って状況を伺ったり、また今年などは特に施設も大きくなっておりますので、夏場の宿泊者の状況はどうですかというようなことで、例えば9月でしたら10月の宿泊者予約状況はどうであるとか、レストランはどうであるとかということ、つづきに口頭で聞き取りをしながら、状況を町としても指定管理者がやっていることをチェックさせていただいております。それから、町の方にももう少しこうしたら良いというような苦情のようなものが入った時には、個人名を言うのではなくて、こういう話もあるけども、ちょっと気をつけて見てもらえないかということ伝えるなど、随時行っております。

勝又委員

そういうことは随時チェックされているということですが、利用者の部分でのチェック機能だとかは検討されたいかがかと、そのように思います。前回出された指定管理の関係の募集要項なのですが、選定の基準の中にはすばらしいことをうたっているわけですけど、そうしたら、その基準がきちっと満たされている、またはその基準に向けてきちっと努力されているのか、果たして本当にそうなのかという部分もあるわけで。おそらくこれらのものがきちっと実行されたとすれば、僕はすばらしい施設じゃないかなと思うのですよ。やはり指導する側でこれに則った形の中で、きちっと反映されるような形の指導体制を取っていただきたいなど。経営の中身云々について、あまり細かいことも言いたくないですけども、やはり、根本的な指定管理に向けた考え方だけは、もうかなり経ちますので、今までやってきてもらったのだから、また同じようにやってきていただきたいみたいなそんなことではなく、展開していけるような部分も必要かなと思います。以上です。

前中委員

指定管理制度そのものの今後のあり方というところに、論点がいくと思うのですが。町として公共施設を建てるとなると、それには補助事業、町単費の事業を合わせて一つの建物ができる。それを今までは第3セクターだとかという流れの中で、指定管理者が平成18年、三位一体改革の中でたぶん出てきたという形になっていきますけども、今、この緑清荘の案件がおそらく町内で初めて経営を民間に全て委ねる形、それに対して行政は一切委託料は払いませんという形が、今回の中で出てくるかと思っています。今、町からの説明の中で、ちょっと不足していると思う部分、僕も前回の委員会の時に言いましたけども、インセンティブ、ご褒美、その代わりリスク管理の部分で、民間になった場合、いろんなリスクがあると思うのですよね。そこら辺の分担表と言うのか、そういうものをもう少し洗いざらい列記する。例えば、前回の要項に出ている中で、動力光熱費が10%上がる場合は町も負担しますという条項があるのですが、それ以外にまだいろいろとあると思うのですよね。例えば、管理運営している建物に対しての貸し義務、要するに損傷した時も果たして町が見るのかとか。ボイラーの部分も高額な部分を見るけども、低額は見えないとか、そういういろんなリスクの分担が、やはり今後指定管理費を払わなくなった時に必ず出てくると思うのです。そして一番は、指定管理の中で契約期間が3年というところが一つのポイントで、逆に言ったら企業は経営判断した時、シミュレーションして参入したくないなという気持ちが起こった時に、じゃあどうするんだということも、やはり町としては考えなきゃならな

い部分かなと思うのですけども。今、僕が言った中で、そういう部分に対しての考慮というのが、どこかに働いているのか、働いていないのかというのも、ちょっと確認として聞きたいのですが。どうでしょうか。その2点なのですが。

産業課長

ただ今ありました契約期間の関係については、度々話の中に出てくる部分でございまして、業者側から見れば契約期間が短ければ投資することもできないと。3年間で期間が切れてしまいますので。ですから、長くしていただきたいという意向があります。逆に町の方としましては、近年、状況が大きく変動している時でもございまして、あまり長くしていくこともいかなものかなということで、ずっと3年間できているのが現実でございまして。指定管理の業者と話をすると、3年では設備投資などに金額をかけても、4年目以降の補償が無いから、その辺がやっぱりなかなか辛いという話は、実際に受けているところでございまして。契約期間を長くした方が業者から見ると良いのかなと思っております。

前中委員

3年の中で仮にA社が今回受けたとして、その後3年間終了後に同じような指定管理者募集要項で公募する。その時にA者がまた応募するのではなくて、また第2の業者が来た時。その時にはまた同じように3年間の募集要項が同じように再募集なりした時に、一切募集要項をいじらずにまた再募集ということになるのかどうか。仮に募集業者が少ないということで、ちょっと言葉が悪いのですけども、要項の中の一部でお土産じゃないのですけども、そういうものを付け加えた中で再募集ということがあり得るのかどうか。その辺もちょっと聞きたいのですが。常に変えるかどうかってことです。

産業課長

募集要項で3年間と定めて、その期間が終了した時には、また改めて3年間の募集要項を作るとすれば、先ほどの算定と同じように過去の実績を踏まえ、この先の経済状況等を踏まえながら算定調書を定めて、業務委託料を定めていくものでございまして。従いまして、状況が大きく変わってくれば当然算定額も変わってきますし、募集要項も先ほど出ておりましたリスク条項の部分だとか、使用料の関係等についての見直しは当然行われるものでございまして、3年の期間が終了すれば、新たな募集要項でということで考えております。

前中委員

と言うことは、常に見直しもあり得ると。やはり町民目線で考えれば常に見直しを考えるのではなくて、よく言われるセーフティネットって言うのですか、ある程度の限界までは良いけれども、それ以上の部分に関してはどうしようもない、出せないという時には、町としてはどう考えるのか。併せて聞きたいのですが。

産業課長

要項を十分見ていませんが、例えば、途中で経営者が何らかの都合で辞めざるを得なくなったという場合、事業を継続していけなくなった場合等につきましては、普通の場合でしたら何ヶ月

か前に契約を変更したい旨の申し出があって、町の方で認めていく形になっていたと思いますが、今、条文を見つけられません。ところが、突発的な部分で事業の継続ができなくなったとか、そういう場合はどうなるのかにつきましては、両方で協議をしてという形になるのかなと思っております。いずれにいたしましても、そういうことが無いように契約期間の期間内はしっかりと、申請の時に出しております選定基準の中にも書かれている内容のことをしっかりと実施していただきながら、住民サービスをしていただければと思います。募集要項で募集いたしまして、指定管理者が決まりました時には、基本協定という契約を結んでおります。その中に業務の全部または一部を廃止することができる。この場合において、廃止しようとする6ヶ月前までに通知しなければならないという条文があります。ですから、先ほど言いましたとおり、計画的に辞めなければならないという場合には良いのですが、突発的な場合については要項に「協議」という部分があるのですが、その都度甲乙協議して定めるというようになっているところでございます。

前中委員

今、一番最後のパターンと言うか、廃止という部分の話だったのですが、僕が質問したセーフティネットというところをどう考えるかという部分だったのですが、最低限の補償までは町としても考えるのか。しかし、それまでの過程の中で、やはり行政が指定管理者業者の中に入っているだけで、あまり中に入るのはなくて、先ほど月次報告の提出とかの話も出ていましたけども、何度も言うようですが、やはりその辺のリサーチしっかりと確認と言うか、出向いた中で認識しておかなければならない一番大切な部分かなと思ってます。それがあれば、ある程度リサーチしておけば、ある程度の動き、あるいは町民の不満だとかも見えてくると言いますか、同じような業務体制に対する管理体制と言ったら言葉が悪いんですけども、その辺も同じようにきっちりまとめ上げていただきたいと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

産業課長

指定管理者募集要項に基づいて、指定管理者が決まった時には基本協定の契約なども行いますが、その中には細かい部分も載っております。指定管理者制度に基づきまして、指定管理者に自由にやらすのではなくて、常に町としてチェック機能を働かせながら、事業業績が良い方向に向かって行くように管理をしてまいりたいと思っております。

前中委員

今の説明の中で、緑清荘というのは宿泊ばかりではなくて、福祉の公共性という立場から福祉入湯という形でお年寄りに配慮した部分も、やはり当町としても考慮されて運営がなされている。その辺の公共性と民間のノウハウ、宿泊しながら飲食する、混在と言うかミックスと言うか、そういう施設であるが故にいろいろと難しいところがあると思いますけども、ここはしっかりとした検証を毎月行って、指定管理者制度の枠の中で運営していく。これからパパスもありますので、同じようにその辺をきちっと細分化された取り組み、あるいは検証システムを構築していただきたいと思います。

加藤委員

お伺いしますが、この収支の中で最後の修繕費と備品購入費で100万ずつの予備費をとって

あるという形、これは基本的に200万の購入という捉え方の中で、指定管理の方に逆にこれらの部分の融通性を付けておくという対処なんですか。営業消耗品費に年間370万というものがありながら、事務用品と合わせると430万ぐらいあって、修繕費はあえて事業推進費の中でゼロと言いながら、最後にここに出しているというのは、これは渡すのではなくて町が持っているという意味なのですか。この辺の意味を。

産業課長

下の赤い所に修繕料100万円、備品器具購入費100万円とありますが、これは基本的に町である程度あるよという認識の下で、支出の表の中の修繕料が今はゼロになっていますが、基本的にここに、この修繕料の部分が入っていくものと認識しております。次に募集要項の中に、修繕や器具購入費について20万円以下については、経営の中で判断して購入しても構いませんよと。それを超える場合については事前協議をしてくださいと募集要項でうたっております。毎月のチェック機能を働かす中で、器具購入費などがほとんどなされていないのに、20万超えたからすぐ直してくれとか、そういうような時には修繕の部分を使っていただく、この部分があるのではないかということが言えるように、この200万円については管理していきたいと思っております。

加藤委員

それは今の説明でいくと、要するに20万を超えた分に対して町が負担すべき費用として、この部分は使っていただきますということなのですか。それとも、20万円の範囲内であってもこれを使っても良いという意味なのですか。この辺の意味合いによっては、委託費そのものの収支ゼロと言っていることの意味合いが全然変わってくると思うのですが。

産業課長

20万円以下でも修繕料は使っていただいて構わないと考えております。20万円を超える場合には、事前に町と協議をして承認を得た場合になっておりますので、20万円を超えた場合については町と協議した中で、この修繕料なり備品購入費を使っていただくものと考えております。

加藤委員

基本的にはそこら辺の考え方が非常に微妙だと思うのですが、20万を超えたものについては買う場合について、収支に余裕があれば認めることができるけども、収支が非常に厳しいよと、逆を言うとマイナスになるという場合に、どうしてもこれが欲しいが実は100万円しますとなった時に、その部分についての分担は町は一般会計から持ち出しをするのか。あるいは、あくまでも赤字で処理するのか。その辺の考え方はどうなのでしょう。協議をしてゴーサインを出す、出さないといいながら、単純にお金は出さないけども、協議をしてくださいよということなのか。

産業課長

今回の定例議会でも承認いただいておりますが、例えばボイラーなどが壊れて直さなければ冬の間の暖房が取れないと。こうなった場合については当然、町の一般会計で補正予算を組んでい

ただくことになるものです。ただ、金額的にいくらまでなら町が出して、いくらまでなら事業者が出すかということになれば、いろいろとあろうかと思うのですが、20万円以下についてはこの金額を使ってくださいと。20万超える場合でも状況を見て、この金額で補えるものについては、この金額で直していきましょうと。しかしながら、多額な修繕等が出てきた場合については、町と十分協議した中において予算付けをしていただくというものでございます。

加藤委員

そういうことであるならば、ここに書いてある修繕料、備品購入費をここに書くのは、非常にナンセンスなことのような気がする。基本的には修繕費にきちっと入れればいいわけですし、極端なことを言いますと、営業消耗品費で十分な経費を見ていながら、まだ他に余裕を見てあげるなんて言うこと。これでやることはちょっとナンセンスで、極端なことを言えば200万円賃料をいただいてやりますという話でも、むしろ良いぐらいの雰囲気であると思いますが。そんな細かいことよりも、私が一番心配しているのは、本当に勝又委員や前中委員が言っていますけども、最終的に本当に町民にとって良かったと言える施設、負担も無く永遠にいくために、少しでも長くやってもらう最善の方法をきちっと整備していかないとまずいと思うのです。そういう中では今回、最終的にこの中で使ってもらって結構ですと言いながら、こういう出し方というのはちょっと微妙な部分なので。基本協定が決まった時点で契約しますと言いながら、その方向がどういう方向に行くのか。単純に指定管理で民間が長く続けてもらえるような環境、そして負担が少なく済む環境、これらを本当に真剣に考えていくことが大切だと思うので、単純に3年間クリアできれば良いという話ではなくて、3年経ってだめだったから委託費を出して、また再募集しますよってことが起きないように、逆にその努力と方法を今の内からきちっと改善をしていく。今は新築ですから新しい内は良いですが、古くなってくればどんどん維持費とコストがかさんでいくわけですから。どなたが指定管理をやるかわかりませんが、今後それが長く続けられるようなそういう環境、そして負担が少ない環境、そのために最善の方法はどうなのか、もう一度十分協議して進めていただきたいと思います。

勝又委員

道路の関係については、最後のその他事項の中に「監査委員が事業監査を実施することを決定した場合は、これを受け入れなければならない」とありますが、緑清荘についても当てはまるのか。緑清荘には載ってはいないけども、同じように当てはまるのかどうか。

産業課長

緑清荘には、今言われた部分は募集要項には載っていないです。ただ、監査委員の方から書類の提出を求められた場合については、今の道路の方で載っているのと同じように適用するものでございます。

村島委員長

今、各委員からそれぞれ意見が出たのですが、これからのスケジュールに沿って、まだ日にち的にありますから、各委員から出された要望と言うか、きちっとやってくださいということであり、スケジュールの期間内に日にちがありますから、よく検討してもらって進めていた

だきたいと思います。よろしいですか、皆さん。

(「はい」との声あり)

村島委員長

それでは、その他あれば。

産業課長

パパスランドの関係でございますが、口頭で説明させていただきたいと思います。パパスランドの改築事業に係る事業の推進でございますが、先週の定例町議会において、実施設計並びに地耐力調査の補正予算を議決していただきましたので、この2つの事業の入札につきましては9月27日に入札を行うことで今進めております。なお、先般の委員会において、基本設計の平面図の一部変更については、実施設計業者が決まり次第、本格的な実施設計業務に入る前に基本設計の平面図の一部変更を先行して進めてまいります。変更の図面ができ上がり次第、議会と協議してまいりますので、入札を先行させていただきたいと存じます。また、変更図面の議会報告につきましては10月上旬を予定しており、日程につきましては議会と調整させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

村島委員長

口頭ですけども、変更するというので、10月初めに報告ということですか。ご苦労様でした。

村島委員長

それでは引き続きまして、建設課、道路橋梁及び河川指定管理業務委託料基準価格算定資料ということで、ご説明をお願いします。

建設課長

今般、議会事務局より第3次の指定管理の關係の募集にあたって、前回の常任委員会において、具体的な募集要項についてご説明申し上げたところでございますが、基準価格の設定について、再度資料提出と説明を求められておりますので、資料を提出させていただき、内容を説明させていただきたいと思います。なお、基本的な考え方については、前回の常任委員会の中で申し上げたとおり、今般の第3次の指定については5カ年という募集期間を設定する中、基準価格の算定を行ってございますが、第2次における3カ年における21年度、22年度については、実績が出てございますので、その実績に基づく積算、さらに合わせまして単価等については当然、この期間において変動してございますので、実勢単価、さらにはそれぞれの基準単価、そういったものについての単価の見直しといった中で、今回の基準額を設けながら提案させていただいているものでございます。なお、第2次との変更の部分でございますが、具体的な部分で申し上げますと、第2次におきましては、上段の部分でございますけれども、設計額を算定した中において、基準額については一定の調整を行ってきたところでございますけれども、今回の募集においては設計額そのものが基準額といった形の中で募集を行い、それぞれ募集要項に基づきそれぞれ内容的な精査を行っていく。こういった方向で調整をさせていただいているところでございます。具体的な資料の内容につきましては、担当の総括主査よりご説明申し上げます。

建設管理G総括主査

次期指定管理業務の内訳について、ご説明させていただきます。表にもございますが消耗品関係で191万円、切込砂利購入関係で83万4,800円、工事材料費関係で474万6,500円、機械借上関係で1,019万程度、燃料費関係で510万ちょっと、修繕料関係で660万ちょっと、手数料関係で99万、自動車損害保険関係で46万、自動車重量税関係で4万円、工事保険関係で74万円、租税関係で200万円、管理経費としまして1,512万円ということで、合計24年度積算額で9,301万1,484円となっております。中段に5カ年の設計額がございますが、車検等及びタイヤ購入につきましては、年度において台数及び数量が違いますので、その分は実数積み上げということで計上しております。よって、年度によって設計額が異なってくるという中身になっております。説明は以上でございます。

村島委員長

今、建設課から説明がありました。24年度から始まる指定管理者制度についての部分的な説明がございましたけども、何か意見ございませんか。

前中委員

1点だけ質問させてください。今回の積算の中で、町道整備業務の部分で、単価入替え等と備考欄に表示されているのですが、おそらく排雪作業の回数がどうだとか、1行程あたりの車両の関係があつての単価ということなのか。その辺ちょっと説明していただきたいと思います。

建設課長

町道整備等、除雪業務を含めた単価入替えでございますが、業務単価の入替えという形でございまして、数量的については過去2年間実績の部分で、排雪日数ですとか、機械の必要な台数は実績の台数でございますので、単価についてそういった新しい直近の単価、こういったものを公共単価または実勢単価などで調整をさせていただいたということで、ご理解いただきたいと存じます。

前中委員

実質的に作業単価の見直しを図った上での増だと。作業日数的なものは平均なもので押さえている。天候によるもの、おそらく冬季間の積雪量にかなり左右される部分かなと思うのですが、そこは考慮してはいないと理解して良いのでしょうか。

建設課長

全体的な年間を通しての業務でございますので、そういった中で調整が図られる。過去において1期の3カ年、2期については既に2カ年の実績が出ているわけでございますが、過去の5カ年においても全体調整が可能であったという形において、数量的についてはそういった押さえで。ただ、現実的にはご質問があったとおり、毎年降雪量が違ったり、除雪の回数に多少幅が出たりとか、排雪の関係についてどうしても緊急性が生じたりと、そういったものについては、年度内における調整といった中で従来も行ってまいりました。そういった中で総体的な調整を行ってい

く。ただ、今お答えしたとおり、単価構成については当然変わっているわけですから、直近の公共単価、実勢単価、そういったものを持って見直した結果、今回提出させて頂いた資料に記載のとおり、それぞれの項目の中で若干アップやダウンがあったと、このようにご理解いただきたいと存じます。

前中委員

その中で、多少弾力的な運用も可能なのかなという個人的な理解なのですが、その辺はどのようなでしょう。

建設課長

年間を通じた全体的な経費の中で、当然毎月、当該月の前月についての執行状況、さらに毎週、当該週の翌週における業務内容、こういったものを担当レベルと指定管理者において、綿密な打ち合わせを行って全体的な作業工程、全体的な経費調整を方向付けながら行ってございますので、そういうことについては適時、緊急的なものや、今言ったような除排雪に関する部分の調整が生じる以前において、全体的な調整を図っていく、そういった流れで過去も行っていましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

加藤委員

今の町道整備の関係なのですが、これは除雪だけではないと思うのですよね。その事業の割合だとか、大まかな項目の数字はどういう形になっているのか。例えば、草刈があったりだとか、道路の枝払いがあったりとか、いろんなことがあって、道路整備の中でその割合というのは。それと、機械借上とあるが、これはどういう関係の機械借上なのか。道路の縁の草刈の機械借上等も入っているのかどうなのか。それから、この道路整備には排雪や除雪関係は当然のように労賃もその中に組み込まれていると理解するわけですが、この管理経費の数字というのはどういう形の基礎数字、どういう内容のものなのか、これらについてお伺いしたいのですが。

建設課長

全体的な設計書はかなりボリュームがございますが、今、お話のあったそれぞれの部分について、過去2カ年の数量実績といったものと単価構成によって、今回積算をさせていただいております。具体的にご質問のありました町道整備の関係でございますが、草刈、運転作業員の関係、維持作業員の関係、正作業員の関係、枝払いの関係、細かい部分でございますけれども動物の死骸の片付け駆除等、さらに除排雪業務の關係の直接的な部分と除排雪業務に係る運転業務、こう言ったものを12人区等で積算しております。またそれに伴う部分での早朝の見回り業務の關係、排雪運転作業員の關係、排雪作業員の關係、スノーパールの建て込みと引き抜きの調整の關係等々含めまして、約4,400万程度で積算しているところでございます。今言った項目についてそれぞれ過去実績等、それと積算によって数字を出している。また機械借上げの關係については、貸与している機械や必要な機械を含めてそれぞれ2種類の時間的な作業実績、さらに追加的なダンプの關係、道路洗浄などもございますので、高圧洗浄や汚泥の排水の引き抜きの關係、路面清掃の車の關係や洗浄車の關係、また、排雪用のダンプの關係やブルドーザーの關係、タイヤショベルの關係、ユニック車の關係、それに伴う各重機の運搬の關係、こういったもので1千万強の

積算を行っているところでございます。さらに併せまして管理経費の関係でございますが、業務に伴う職員の給与・手当の関係、法定福利の関係、事務的な機器の関係、管理諸経費、税申告に伴う税理士の関係や機械センター維持の関係で約1500万、こういったものを積算、積上げによってそれぞれ基準単価を試算額に基づいて、今回は設計をさせていただいたと、このようにご理解いただきたいと思います。

加藤委員

そういう項目であるというのわかるのですが、その中で、町道整備の関係で冬期間の除雪を取り除いた部分ではどれくらいの数字になるのかなど。

建設課長

町道整備に係る部分でいきますと、概算でございますが3千万強が冬期における除排雪に係る道路整備経費になってございます。

加藤委員

管理費の人件費等とあるわけですが、人数的には何人ぐらいの分でいくらですか。総額で。

建設課長

ご質問いただいていたのは、除排雪に係る機械のレンタルとか、そういったものも含めてということでしょうか。

加藤委員

一番最後の管理経費の部分についてです。

建設課長

管理費の関係につきましては、積算基礎としては3人分で算定をさせていただきまして、給与関係が1千万強、それに加えて、法定福利の関係が200万ぐらいになりますので、1,200万強といった算定数字になってございます。

議長

参考までにお聞きしたいのですが、直営でやった時の大体最終年度でいくらぐらいかかっていますか。

建設課長

およそ年間で1億1千万強でございます。直営で行った平成17年度の実績数字となっております。

勝又委員

道路の補修の関係なのですけども、補修される場合に、軽微なものはこの中に含まれているのか。大きく壊れたものについては、町との協議なのか。

建設課長

基本的に軽微な日常的な補修、アスファルトの部分的なものや法面等の部分的な壊れですとか、または取付道路の部分ですとか、そういった軽微なものについてはこの業務の中でやっていく。それ以外の修繕等を行うものについては、当然その状況によって協議をして行っていく。基本的には工事という項目に伴うもの、そういったものについては当然、別途町として政策的な考え方において計上していく。こういった考え方で整備をさせていただいているものでございます。

勝又委員

軽微なことってなると、古いものなどは劣化が激しくなっている中で、年度においてはかなり積上げの数字が大きくなるような部分があるのか。その辺はどうなのか。

建設課長

先ほど申し上げたとおり、道路整備、除排雪含めて4千万強でございますので、そういった年間における全体経費の中の調整で緊急性や必要性などについては当該年度で調整を行ってまいりますし、また、直営的な部分で一部修繕料なども町として持っておりますので、総体的な対応の中でやらせていただくといった考え方でやってございますし、また、大きいものについては、翌年の事業に加えて直営の部分での修繕料の中に加えさせていただく、または工事費の中に加えさせていただく中において対応を図っていく。こういった形で進めさせていただきたいと思いません。

村島委員長

他にございませんか。

よろしいですか。それではご苦労様でした。

村島委員長

それでは次、2、次回の委員会について。

事務局長

次回につきましては、産業課長からのお話があったように、基本設計の変更部分を実施設計に反映する部分で、10月中旬に上がってくるとのことなので、それが上がり次第で日程が決まってくると思います。日程は委員長と調整して決めさせていただきたいと思いません。以上でございます。

村島委員長

3、その他。

事務局長

ございません。

閉会の宣告

村島委員長

予定どおりの日程で終わりました。大変忙しいところご苦労様でした。これで第10回産業福祉常任委員会を終わります。

(閉会 午前10時18分)